

## 事業協同組合の格付方法等に関する特例要領

### (目的)

第1 この要領は、滋賀県が発注する建設工事について、事業協同組合の受注機会の確保を図るため、競争入札に参加する者の資格を定める場合における事業協同組合の格付方法等の取扱いについて特例を設けることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において対象となる事業協同組合とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき滋賀県知事の許可を受けた事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者（以下「組合」という。）をいう。

2 この要領において審査対象者とは、組合が次の各号に該当する者のうちから、組合の参加希望工事種別ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は5を越えてはならないものとする。

- (1) 組合の組合員であること
- (2) 組合の理事または組合の理事が役員になっている法人であること
- (3) 組合の参加希望工事種別と同一種別に競争入札参加資格審査申請している県内業者であること

### (審査事項の数値に関する特例)

第3 滋賀県建設工事等競争入札参加者の格付および選定基準（以下「基準」という。）第4条第1号に定める数値に関する特例については、次の各号に定めるところによる。

(1) 参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の数値は、組合および各審査対象者の参加希望工事ごとの年間平均完成工事高の和により算出する。

ただし、審査対象者に組合の下請として施工した工事があるときは、その額を除く。

(2) 自己資本額および利益額の数値は、組合および各審査対象者の自己資本の額の和により求めた自己資本額の点数、ならびに組合および各審査対象者の平均利益額の和により求めた平均利益額の点数により算出する。

(3) 経営状況の数値は、組合および各審査対象者の経営状況の数値の平均値とする。

(4) 営業年数は、組合および各審査対象者の営業年数の平均値とする。

### (格付区分の昇格に関する特例)

第4 格付区分の昇格に関しては、基準第5条第2項において定める昇格の要件にかかわらず、基準第3条第2項に定める基準の範囲内において、滋賀県建設工事契約審査委員会規程（昭和31年11月13日滋賀県訓令第28号）第2条に定める滋賀県建設工事契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）が格付を決定するものとする。

ただし、この場合における昇格巾は2区分を限度とする。

2 前項の昇格の特例を適用する場合、建設業法第3条第1項第2号の規定に基づく「特定建設業」の許可を有していない組合にあっては、昇格できる格付の上限を、建設業法施行令第2条に定める金額に対応する基準第3条で定める請負工事標準額の格付区分の1区分下位と

する。

(組合員の入札参加制限)

第5 県工事の発注にあたり、組合を指名選定する場合にあっては、組合の組合員を指名しないものとする。

また、一般競争入札にあっては、組合が参加した入札は組合員の参加資格を認めないものとする。

(入札参加申請書等)

第6 第3から第4の規定は、同規定による特例の適用を希望する旨の申し出をした組合について適用するものとする。

2 前項の申し出は「滋賀県が発注する建設工事等についての契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等」(昭和63年滋賀県告示第443号)第5条の競争入札参加資格審査申請書(中小企業庁の官公需適格組合の証明要領に基づく入札参加申請書記載事項真正証明がなされたもの)にその旨を記載し、かつ、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

ア、官公需適格組合証明書(写)

イ、事業計画書

ウ、役員名簿

エ、組合員名簿

オ、定款および共同受注規約

カ、審査対象者名簿

キ、審査対象者の決算書類

ク、審査対象者ごとに経営事項審査済証明を受けた書類(写)

ケ、審査対象者ごとに県の競争入札参加資格審査申請書(写)

コ、その他知事が必要と認めるもの

(変更の届出等)

第7 この要領による特例の適用を受けた組合は、次の各号の一に該当することとなった時は、速やかにその旨を知事に届けなければならない。

(1) 第2の各項に変更があったとき、または該当しなくなったとき

(2) 第6の2に規定する添付書類の記載事項に変更があったとき

2 組合から前項の届出があった場合において、必要と認めるときは、契約審査委員会の審査を経て格付区分等について変更するものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則 この要領は、昭和62年4月27日から施行する。

付則 この要領は、平成4年4月23日から施行する。

付則 この要領は、平成20年1月15日から施行する。

付則 この要領は、平成20年9月30日から施行する。